

タイトル	なぜ法人に課税するか？
著者	河西，勝；リチャード，バード
引用	季刊北海学園大学経済論集，58(3)：203-221
発行日	2010-12-31

《翻訳》

なぜ法人に課税するか？**

リチャード・バード*

河 西 勝 訳

1. はじめに

経済学者たちは、どんなことにもほとんど意見の一致を見ないし、また決して明瞭な結論をひきだすことはしないという点で、しばしば非難される。しかしながら、一つの重要な政策課題つまり法人に対する課税⁽¹⁾については、好意を示すようなことはめったに言うべきではない、という点については、多くの経済学者が同意しているようである。最近のノーベル賞受賞者によるある論文のタイトルは「法人所得税、それをいかに回避するか」⁽²⁾である。このタイトルは、主題に関連する膨大な経済学上の文献の主旨をよく伝えている。法人所得税に関してこのような経済学者の合意がみられる理由は、主として、法人に対する課税と関連する実質的な経済コストにある。もっとも他方では、このような税を本当は誰が支払うか、という点に関する不確実性が、経済学者が一般的に法人所得税を蔑視する確かな理由になっている。

1.1 法人税のコスト

大きなゆがみやコストが、法人税の結果と

して生み出される⁽³⁾。組織形態（法人格付与決定）、金融構造（負債・資本比率）そして配当政策（配当性向）といったような事柄に関する選択の自由が、法人税によってゆがめられる可能性がある。同様に、限界状態においては、産業、資産構成、場所、危険負担そして適時に関連する投資決定が実効税率における変化の程度によって、影響をうける可能性がある⁽⁴⁾。部門間決定と同様に異時点決定がまた、私的貯蓄が削減される結果、資本所得税によって影響を受ける。さらに、法人税の複雑性は、新会社や中小会社の拡張傾向に対して、重要なコストや障壁を課すことになるかもしれない。その一方で、法人のさまざまな決定に対する税の正確な影響に関する不確実性が、投資に対する一般的な妨害物として作用することになるかもしれない。概していえば、法人課税の潜在的な「暗い側面」についての公共財政文献上の分析は、ほとんどの経済学者に次のことを確信させる上で、十分に説得力のあるものになっている。つまり、法人税に賛成して言われるべきことはほとんどない、その反対に、このような税金を削減し除去することから得られる実質的な経済的利得が存在しうる、と。

* Richard M. Bird

** Why Tax Corporation?

in 2002 International Bureau of Fiscal Documentation.

他方で、過去 20 年にわたる多数の国での租税改革の進行は、次のことを証明しているように見える。つまり、公衆は、まさしく正

反対の結論、つまり法人税はすべての租税の中で最良のものに属するという結論に達することにおいて、ほとんど等しく同意見である。法人税は、多くの国で、一部は競争の圧力に対する対応において引き下げられたけれども、このような税を除去することを真剣に考える国はどこにもみられなかった⁽⁵⁾。たしかに、1986年の合衆国租税改革に見られるように、個人所得税の減税が、ある程度、法人税の増税によって、賄われることも時々あった。だが一般的には、どこの国でも、法人の高利潤が公表される場合には、そのような高利潤に対する課税引き上げの可能性と妥当性に関する議論が、必ずといってよいほど高まった。公衆は、法人税を、経済学者が見ると同じようにはみないものであるようだ。では、公衆と経済学者のどちらが正しいのか？

1.2 担税能力の論拠

経済学者は、すくなくともこの論争における優位性は、彼ら自身の側にある、と見ている。彼らは、法人税の帰着（税負担者の範囲）について根本的に疑っている。それに基づいて、彼らは、法人税についてもっとも共通に抱かれる公衆に人気のある諸見解が間違っていることを証明できる、と信じている。法人税に関して公衆に人気のある原則的論拠は、一連の担税能力議論である。この主張の特別に単純な解釈は、次のようなものである。つまり、法人は、ばらばらな個々人の法的「人格」により構成されるが、かれらのうちの何人かは、たくさんのお金を持っているはずだから、「税を支払う実質的な能力を持っている」に違いないし、それゆえ、税を払うべきである、と。このような議論は、公衆に人気のあるものではあるが、法人税の負担低下を遺憾に思う頻繁な悲嘆が示すように、明らかにかれらは間違っている。物でなく人々だけが、かれらの私的な実質所得を減少させ

るという意味において、税を「支払う」ことができる。まさしく、法人税の主要な問題は、正確には、公平性の観点からみて、だれが実際に税を払うのか、だれも確信をもてないことにある。法人税の帰着についての不確実性はまた、効率性や公平性の達成に関心をよせる租税システムにおいては、そのような税の余地はまったくないことを想起させる別の理由にもなる。信念は、素晴らしいことであるかもしれないが、しかしそれは、租税政策のために確実な基礎を提供することにはならないのである。

法人税の帰着についての疑いなく政治的な便宜さからくる曖昧さは、しばしば主張される法人課税の別の「能力」論拠、つまりこのような税の帰着は累進的であるということを評定することを困難にする。金持ちによって、法人税の増加が支払われるのか。法人税が株主の所得を減らし、そして株主が平均して他のものよりもより金持ちであるその程度において、このような税は、まさしくそれらの帰着（税負担者の範囲）において、累進的である、といえるかもしれない。しかしこのような累進性はいずれも、それが株主の総体的地位について何も説明しないという意味において、あきらかに「盲目的」である。億万長者の不労所得生活者に対してと同じ税金が、貧窮化した高齢年金受給者に対しても課される。さらに法人税は、すべての資本所得受領者、一般または賃金稼得者、または特に法人従業員に対して、同様に（あるいはもっと正確に言えば、異なる程度で）影響を及ぼす可能性があるし、同じことが法人の生産物の消費者に対してもいえる。経済的モデルは頻々と、法人税はすべて資本の正常リターンを侵害すると仮定するが、にもかかわらず、これはあくまでひとつの仮説であり、事実ではないことを想起することが重要である。同様に法人税は、まさしく全面的または部分的に前方に

向かって価格において転嫁されることが想定される。実際に、日本の税システムの最近の研究が記すように、この国では、このことが一般的に想定されている⁽⁶⁾。

帰着をめぐる困難な問題はまた、第三の「能力」議論の中心に横たわっている。その議論はしばしば、次のような結論をもたらした。つまり法人税の帰着がどうであれ、その減税は、現存課税が株価において資本化されるその程度により、現存株主に、たなばた式利得を与えることによって、ほとんど確実に逆方向の分配効果をもたらすであろう、との。このような移転の大きさは誰も知ることができないが、その一方でその存在がありえないことであるように思えない。がたとえそうだととしても、それはおそらく、現存する法人税を維持するための正当な根拠のある分配議論よりも、むしろ課税の変更の望ましさを評価する際に考えられる「変更コスト」の可能性として、最善に考察されよう。この点は、この論文の最後の部分で検討される。

以上のように、法人に課税することに対する公衆の支持は、その論拠とするところが、論理的および経験的に弱い。それと対照的に、法人税に対する経済学上の反対は、強い論理的な（それほど強く経験的ではないが）根拠を有している。それにもかかわらず、本論文における主張は、次のようなものである。つまり、政策の現実世界において必要とされるすべての諸条件が考慮される場合には、（法人税に対する）以上の二つの立場（経済学者と大衆との）は、最初にそう見えるほどにはかけ離れているものではない、と。法人に課税するために、あるひとつの申し分のない議論が成立つということはあるそうもない。だが、一定の環境において一定の形態の法人税を支持するためならば、少なくとも1ダースの議論が存在しえよう。以上の議論を特定国

の文脈において発展させる場合には、少なくとも著者の見解では、それは一般的に、次のようなケースがもたらされる。つまり事業や資本所得、特に法人に対する課税は、単に存在するはずだというだけではなく、われわれが今有しているかたちの法人税は、われわれが、最良のものから遠くはなれて、一定の環境の下でなしうる全てではない、と。このことは、われわれはよりよいものを持つことはできない、ということの意味するものではない（明らかに、何回もの、そしてしばしば重要な変更が、ほとんどの国の法人税政策において望ましいであろう）。そうではなくて、現存する法人課税の基本構造は、決してすべて悪いというわけではない、ということをお願いするのである。

以下では、本論文のタイトル「なぜ法人に課税するか」において提起された問題に対しては、大きく三つの答えが提示される。法人に対して諸国は、次の三つの理由（またはそれら三つの理由の統合において）で課税する。つまり(1)そうすることが望ましいから、(2)一定の目的を達成するために、そうすることが必要だから、(3)そうすることが便宜的だから、である。法人税に対する以上の三つの可能な合理的根拠づけ——望ましさ、必要性、便宜性——の間をいつもはっきり区別して論じるわけではないが、次の三つ節（2. 3. 4.）では、それらの見出しのもとに、法人税の根拠が考察される。「5. 法人にいかん課税するか」では、法人は、これらの種々なる根拠の光の下で、いかん課税されるべきかを簡潔に議論する。そして、「6. 結論」では、特定の国における法人税のレベルや構造における変更を決定することにおいて適切と思われる、いくつかの追加的要因を考察する。

2. 法人に課税することが望ましい理由

2.1 はじめに

課税は、それがなければ社会はもっと暮らし向きがよいであろうという意味で、すべての税が、本来的に悪であるかのように、しばしば議論される。公的な支出がもたらす便益をいかに償うかはさておいて、この見解は正しくない。事実三つのタイプの税が存在するが、これらは、さもなければそうであるよりも、ある特定の国をもっと暮らし向きのよいものにする可能性がある。

第一は、「ピグー税」である。これは、経済的主体をして、社会的コストを正しく考慮に入れるべく誘導することによって、市場の効率性を改善し、同時に国家に収入を提供するものである。

第二は、経済的レントまたは純利潤にたいする税である。社会的に便益的な方法で配分決定を変えるピグー税と違って、レント税は、公的な財に金融するかまたは分配的目標を達成するかするために使われうる収入を提供する。その一方で、それは限界状態になんら影響を及ぼさないし、それゆえ、なんら経済的コストも課さない。

第三は、この国家歳入の三人組みのうち一般的に言及されることが最も少ないものであるが、外国人によって支払われる税である。特定の国の観点からみて、投資の流れや貿易パターンに対する影響を弱めることなく輸出される税は、私的利用のために得られる国内資源を減らすことなく、公共の目的のための追加的な収入を提供するという意味において、まさしく非常によい税である。

租税政策を設計することにおける第一の関心は、どこの国でもそうであるが、なるべく

正常なやり方をゆがめない形で、公共部門活動に金融する為に必要な追加歳入を上げるという味気もなく不愉快でもある業務に方向転換しないように、できるだけ多くの「よい」税を課すことであるべきであろう。

数年に渡り相当に注目されてきた地代に対する二つの税は、地価に対する税 (Henry George の有名な「単一税」⁽⁸⁾) と法人キャッシュフローに対するさまざまな形態の税である⁽⁹⁾。同様に、最近年において、環境税または「グリーン」税 (ピグー税の一形態⁽¹⁰⁾) の利用可能性 (とその限界) について、多くのことが書かれてきた。学術文献は、当然のことながら、税輸出の潜在的な (国民的な) 長所に関してあまり前向きではないが、その一方でこの主問題の若干の特徴については分析家によって研究されてきた⁽¹¹⁾。つづいて、法人税が以上の三つの異なった観点から望ましい税であるその程度を議論する。

2.2 代償税

法人の活動は、たとえば、環境上の劣力を通じて、全体としての社会に非価格的なコストを課す結果において、否定的な外部性の発生をもたらすかもしれない。この問題に対する可能な財政上の解決は、問題を引き起こす活動に対して適切な矯正税を課すことである。環境汚染税、グリーン税、責任ベース課徴金、なんとよぼうとも、これらを設計し、実施することは、実際には困難な仕事であり、ここで詳細は議論できないが、しかし原則的には、このような負担を課すことの論拠は、明らかであろう⁽¹²⁾。しかしながら、二つの制限的意見も、また明快である。一つは、法人は、他の経済的主体と同様に、矯正的な環境税に適切に従うであろうが、なぜ法人だけがそのように課税されるべきかの理由は何らない。第二に、この議論は、法人税一般について支持を提供しないで、むしろ課税の非常に特別

な形態を支持することになる。簡単に言えば、グリーン税は、しばしばまったく非常に良い税ではあるが、しかし法人といったものに課税する論拠は、この議論においては何ら見い出すことができない。

多くの同じことが、ある意味で、同じ議論の変形と考えられるものに関していわれうる。つまり、特定の公共活動が、特定の企業によって受け入れられ識別されうるコスト軽減便益に結果するその程度によって、その企業は、税が課されうるし、また課されるべきである、ということである。法人（または何か他の直接的受益者）に対して、負担可能な場合に利用者負担を適用しうる顕著なケースが存在している⁽¹³⁾。さらに、この主題は、これまで殆ど研究されてこなかったが、おそらく特に地方政府レベルで、公共支出のかなりの部分が、企業に直接恩恵を供与することがありうる⁽¹⁴⁾。多くの場合において、直接的な利用者負担を設計し、履行することは、困難であるという見解において、おそらく、一定の限られたケースではあるが、「帰属しない」便益をカバーするために、若干のより一般化された形態のビジネス税が課される可能性がある。このような税を法人だけに課す明らかな理由はないが、それだけでなく、このような税は、また、国の範囲よりもむしろ地方レベルなされるべきであるし、また、比較的に低率で課されるべきである。更に以下で論じられるように、この理由で企業税を支持する人たちは、もっとも適切なベースとして（いつも私的な配分決定にバイアスをもたらず利潤、支払い給料、または資本への分離課税よりもむしろ）すべての要素コストへの課税を主張する⁽¹⁵⁾。

2.3 便益論拠

「代償税」を課すための、このような特別な「便益」議論は、(文献上に見出される)

法人に課税するためのより一般的な便益論拠の二つの異なったバージョンと混同されるべきではない⁽¹⁶⁾。第1に、法人は、たとえば、その中で市場活動が行われるその基本的な法的および制度的な枠組みや物的インフラを提供したり、労働者を教育したり、経済的活動の高いかつ安定したレベルを維持したりすることにおいて、政府が行う活動から一般的に便益をうる可能性がある。このような法人・政府「パートナーシップ」は、利潤の（そして恐らく、損失の）若干の共有（シェアリング、山分け）を正当化するものとみなされうる。しかしながら、議論のこのようなむしろあいまいな考え方が存在するとはする場合にさえ、それが、より一般的に企業に、または所得一般に対してより、なぜ法人だけに適用されるべきであるかという点では、明白な理由はなんらないのである。

第二に、法人は、特別の便益と考えられうる、政府によって与えられる一定の法的な特性を持つことにおいて、他の企業とは異なる。たとえば、有限責任、永続企業、所有権の容易な移転、それと関係する特徴（おそらく資本市場へのより容易なアクセスといった）は、あきらかになにか価値のあるものである。国家は、これらの特典・特権を認可する独占を持っている故に、それらに対して、その市場が負担しようとするものならなんでも、課することができる。しかしながら、効率性の意味においては、このような負担は、法人化が社会的コストを引き上げるその程度においてのみ、正当化される。そして、唯一真にこのようなコストだけが、記録をとどめられるであろうから、せいぜい、わずかな登録費用または同様な賦課が、このような主張によって正当化されるように思われる。おそらく、いくつかの国で、法人資本に課される若干の税は、この方向に沿って、限られた範囲で正当化されるかもしれないが、しかしそのことから有

限責任の特典が、殆どの国で見出されるその範囲と規模において、一般的に法人税を正当化すると主張するとすれば、それは言い過ぎである。要するに、上で論議されたビッグ派の議論と同様に、便益議論のこれらのいずれのバージョンも、法人に対する重要な一般的課税を正当化するには見えないのである。法人は、他の事業体と同様に、それらが受け取る特別な便益（または、それらが他に課すコスト）に対して、支払うべきなのであるが、しかし、このような議論において基礎づけられる特別な法人所得税のための事例は、なんらないのである。

2.4 地代課税

経済的レントまたは、純粋利潤は、一時的にかまたはより長い期間にわたって、さまざまな理由で、生み出されうる。またもや原則的には、この議論を法人に限定する理由はなんらないのであるが、多くのこのようなレント（たとえば、自然資源の利用や独占的地位から生じるレント）が法人に生じることは、事実上、ありそうに見える⁽¹⁷⁾。まさしく法人に特別な税を課する伝統的議論は、累進税でさえ、はっきりいって、独占レントないし「超過」利潤を活用するためであった。この見解は、大きくは分配上の関心によって動機付けされてきたように見え、また今日ほとんど支持を受けていないけれども、最近の専門的な文献は、法人レベルで経済的レントに課税することについては、強い効率性が存在する場合があることを明らかにしている⁽¹⁸⁾。定義によって、地代に対する課税は、私的な経済的決定を妨げることなしに（このことは、上で述べたように、いかなる税についても望むべきことであるが）公共目的のために収入を保証する。このように、レントに課税することは、法人利潤に課税するために普通主張される主要な論拠のひとつであり、特に、法人課税改革のためのいくつかの最近の提案が、

法人利潤の地代要素だけに課税することを目的にしていることも、驚きではない⁽¹⁹⁾。

2.5 国際的な観点

地代に課税するための議論の重要な観点は、外国投資の課税に関連している。外国の企業は、単にそれらが外国人であるという理由で、一般的に、国内市場では国内企業と比較して特有な不利の状態におかれる。にもかかわらず、外国企業は、ノウハウ、技能、金融または市場へのアクセスの意味で、若干の特別な有利性（かれらは、この有利性を、自らの「外来性」を相殺するために開発することができる）を持つゆえに、競争で成功することができるかもしれない。言い換えれば、外国企業は、自らのために地代を生み出すいくつかの企業特性資産を保有している。事実、ひとつの有力な見方にたてば、外国直接投資は、存在しているだけで、このような事業に生じる利潤は地代要素を含むはずであることを示唆する⁽²⁰⁾。それゆえ、ガチョウを殺さないように注意しなければならないが、このようなレントに対する賢明な課税は、よく道理にかなっている。まさに、次節で述べるように、外国投資家のもうけに対して税を課す（少なくともそれれらの母国において課される税のレベルまでの）ケースは、特に強く存在している。というのもし受入国が外国投資家が儲けた利潤に対して課税しないならば、その母国がそうするだろうからである。

国際投資のほかの二つの観点が、また、この状況に関連している。第一に、若干の著書が、受入国は、外国投資によって生み出される利潤を山分けする資格が単純に権利の問題としてある、と主張してきた⁽²¹⁾。この議論は、特定の自然資源が所在しているその地方が、その資源に課税する最初の請求権を持つという趣旨でいわれるケースに類似している。ある人々は、しかしながら、このような請求

権は、なんら先に言及された便益議論や責務議論を超えるような妥当性を持たないと主張してきた⁽²²⁾。なお他の人々は、この「源泉」議論の強さを、地代を生み出す資源が見つけれられるその国（または地域）が、（かつてそうであったように）財政上最初の第一番の重要性を持つという単純な事実に戻した⁽²³⁾。全体として、受入国による課税のためのこの「国家的レンタル」議論は、長い伝統を持っているが⁽²⁴⁾、それを受け入れるか否かは、ロジックよりも好みの問題であるようにみえる。

第二に、そしてレンタル議論の国際的バリエーションとはまったく区別されるが、政府は、彼ら自身の投票者に影響を及ぼさないような税を偏愛する。この幸運な状態を達成するひとつの方法は、いうまでもなく非居住の所有者に課税することであろう。他の方法は、国内で生産される商品を消費する外国消費者に対して、国の輸出が世界価格に影響を及ぼすべく十分に重要な程度で、課税することであろう⁽²⁵⁾。

国際的な税輸出は、研究上困難な課題をなす。ある国で法人に課される税が、外国消費者に対するより高い市場価格を通じて、あるいは外国所有者へのより低い分配を通じて、輸出されるかどうか、あるいはどの程度でそうかについて、非常にはっきりした意見を持つものは誰もいない。しかし、世界が紋切り型の摩擦のない「小さな開放経済」モデルとは異なる（明らかにそうであろうが）その程度において、国際的な税輸出の可能性を放棄することはできない。しかしながら、この問題については、ほとんど知られていないので、税輸出上に税政策の基礎をおくことは、ばかげていよう。国民政策的観点からは、外国人に課税することは、全くそれを無難にやっけることができるときにはいつでもやるこ

とが望ましいであろうが、しかしこのような格言は、政策の実際のガイドとしては、ほとんど有効でないように思われる⁽²⁶⁾。

3. 法人に課税することが必要であることの理由

先の部分は、法人に対する課税は、若干の場合において、経済的福祉を改善する（ピグミー税）が、経済的福祉を害さない（地代税）し、あるいはまたは、国境を越えるものに対してコストを課す（税輸出）という方法において、公的収入を集める望ましい手段であることを示した⁽²⁷⁾。法人税がこれらの理由で望ましいとみなされようと、みなされまいと、法人税は、密接に関連する諸理由のために、必要であることが、証明されよう。次に議論するように、特に現存する国際的租税体制は、諸国が法人利潤に税を課すことを実質的に絶対必要なものになっている。さらに、實際上、法人税という形態をとる以外に、効果的にレントに課税するほかの方法はないであろう。最後に、法人レベルでのいくつかの課税は、いずれの適切な個人課税制度にとっても、本質的な部分を構成すると見ることができよう⁽²⁸⁾。

3.1 国際的投資再論

ほとんどの国が法人利潤に課税しているひとつの理由は、ほとんどの国が法人利潤に課税しているということにある。この点をいいかえれば、国境を越える投資の流れが重要である世界では、国内税制の設計におけますます影響力を増す要因は、他の諸国における税制との相互作用であるということである。たとえば、カナダの場合には、その法人税システムは、他の国、特により大きな発展国に見出される法人税のシステム、なかんずくアメリカの法人税システムと、多様な方法において相互作用する。支配国は国境を超えた投

資の流れにはるかに関心を持つからである⁽²⁹⁾。相当に単純化しすぎかもしれないが、おそらく、合衆国が法人利潤に課税するかぎり、カナダもまたそうすべきである、といえよう。このことは、カナダのシステムが、南方の隣人のそのクローンであるべきだということを意味しない。それは、たとえば、その二つの国で法人株主課税に対して取られる非常に異なった取り扱いが証拠となるように、クローンではない⁽³⁰⁾。しかし、国境を越えた投資の流れの重要性や合衆国の支配は、カナダの法人税システムが合衆国のそれから分岐するその度合いには、限度があることを意味している。

特に、現在の合衆国ルールのもとでは、利子控除を許さないいずれの外国法人利潤税も、合衆国税に対して、称賛に値するとみなされることはありそうもない⁽³¹⁾。この事実をみるだけでも、おそらくカナダのような国にとっては、さらに下で議論されるように、しばしば、唱導されてきた法人税改定のよりドラスチックな形態のいくつかは認められない。合衆国ルールはまた、それらがおそらく、もし伝統的な法人利潤税に代替的な「最小」税の形態をとらず、そして注意深く尊敬に値すべく構造化されないとすれば、法人資本課税の成長を抑制するであろう⁽³²⁾。いくつかのカナダの諸州が（資源会社に対する特別税に関して）経験したようにあまり伝統的でない法人課税の形態は、もしそれらが、「よい」法人税はどのように見える「べき」であるか、つまり、できるだけ多く合衆国法人所得税に似ているということに対するアメリカ人の期待に従うことができないならば、かなり見劣りするものになろう。

より一般的にいえば、特別の種類法人税（法人所得税）が世界的な広がりにおいて受け入れられているということは、比較的小さ

な国が、投資の減少や税収の減少の形態で、あるいはその両方でペナルティーを受けることなくしては、この標準から非常に遠くかけ離れることは困難であるということの意味する。慣習的な法人所得税は、疑いなく多くの欠点を持つが、しかし、ほとんどの国が法人所得税を有する限り、ほとんどの国は法人税を持つべきであるということになろう。

概して法人に、特に法人利潤に課税する場合の「国際的」議論は、印象深いものである。少なくとも、七つのこのような議論が、文献上に見出される。このほとんどがすでに言及されたが。

第一に、外国資本所得に対するいくつかの課税は、なんらかの国際的市場力を有効に生かすために望ましいであろう。すなわち、資本の国際的供給は、完全に弾力的ではないので、国家レベルでの非歪曲的な課税の余地がある。

第二に、経済的利潤（レント）が、資本輸出国と資本輸入国の両方の国内税制のもとで十分に課税されない場合には、両方の国が、外国資本に課税すべきである。

第三に、もし他の生産不効率が存在する場合には、このような税が、もしも経済的利潤が十分に課税されるとしたら、効率性問題において正当化されよう⁽³³⁾。

第四に、より狭い国家的観点からは、多国籍企業が「地方に特別なレント」を獲得する場合には、源泉国は、投資に影響を及ぼすことなくこのような利潤に税を課すことができる。

第五に、国際的な資本の流れに対する税は、外国の税額控除制度をもつ資本輸出国からの所得移転をひき出すために使われよう⁽³⁴⁾。

第六に、高い直接税に対する政治的制約がある場合には、源泉ベースの法人税は、不動産の生産要素に対して課税すべく得られる最良の方法であるかもしれない⁽³⁵⁾。

第七に、先に述べたいいくつかの効率性および制度的議論を特定の「エクイティー」観点と結びつけると、この様な税は、諸国が国際的な投資から得られるレントを共有する上で適切な方法をなすかもしれない。

3.2 個人税を補強すること

どんな税も完全ではない。法人所得税のひとつの重要な役割は、たとえば、キャピタルゲインが法人レベルに生じる時に、それに課税することによって、個人税システムにおけるなんらかのギャップを埋めることである。法人レベルで課税がされない場合には、株主は、留保利潤を、(課税されうる) 配当として受け取るよりも、法人レベルに置いたままにすることによって、税を繰り延べる強い動機を持つであろう⁽³⁶⁾。同様に、法人所得税は、ある程度、外国人によって受け取られる資本所得に対して、個人所得税を課すことができないことに対する適切な埋めあわせとみなすことができよう。法人税の他の別の「手助け」役割は、たとえば、さもないければ課税当局の注目するところとならないような個人に支払われる配当に対する課税を保留することによって、個人税の執行を助けることであろう。

このことすべてが、近代的税システムにおいて、税「第三者」集金者および情報提供者として、法人によって演じられる絶対に必要な役割(次の部分でさらに議論を発展させるが)に付け加えられる。

個人と法人と間の関係(労働と資本の供給者、利潤の受領者、生産物の購入者として)は複雑なので、法人レベルでの課税の役割は、

いかなる租税制度の下でも、執行と行政の意味において、重要性が高い。たとえば、もし、個人所得税が、賃金だけに対する課税によって、または個人支出に対する課税によって、または、発生ベースでのゲインを含む包括的所得税によって、置き換えられるとすれば、法人税の「ギャップ」を埋める役割は縮小するかもしれないが、しかしその執行役割は、強まりさえするであろう⁽³⁷⁾。それゆえ、国内と国際的の両方の理由で、直接的な個人税が税制度の一部を構成する限り、税は、法人に対して課せられ続けなければならない。

4. 法人に課税することが便宜的理由

法人に課税することが望ましくもなく、必要でもないとしても、そうすることがあまりにも便利で都合よいので、法人に課税しない制度は、ほとんど想像もできないようにみえるほどである。数十年前、課税に関する Canadian Royal Commission は、法人とといったものに税を課す理由は何もないことを主張するために、それが法人の「導管」理論(つまり法人は本来的にかねらの究極的所有者に利潤を送るだけの導管にすぎない——という理論)と呼んだものに飛び付いた⁽³⁸⁾。先に(われわれは)、この見解は、それが経済的レント、特に外国人に生じる経済的レントに課税することの望ましさとそして本来的に不完全な個人税に対する補足物としての法人税の有用性(実質)を無視する(無関心でいる)ことにおいて、重大な欠陥を持つことを主張した。本節では、先の議論と対照的に、「導管」見解を基本的に再定義するが、それは、次のことを言うためである。つまり、現代の経済的活動の非常に多くが法人の導管を通じてフローするという事実が、法人レベルで課すことをあまりにも便利なものとするので、そうしないことは、ほとんど想像できな

いほどである、ということである。

4.1 税の集金者として

あるレベルでは、法人レベルで課される多数の税に対する論拠は、簡単明瞭である。つまり、銀行強盗 Willie Sutton が、かつて、なぜ銀行から強奪したのかと訪ねられた時、言ったと伝えられているものを、言葉を変えて述べるとすれば、次のようになる。法人は、主たる理由として、お金がそこにある場所であるから、または、少なくともお金がもっとも容易に見つけ出される場所である、という理由によって、課税される。現代の経済においては、稼得され費消されるほとんどの貨幣が、ある点において法人の手を通過するのであるが、法人は、個人よりも、一般的によりよい記録(情報)を保持しており、それを突き止めたり、追跡することが、より容易である。こうして、可能な限り、個人よりもむしろ法人から税金を集めることに対する強い行政上の論拠が存在する。効率的に課税することの鍵は情報であり、現代経済における情報の鍵は、法人(特に金融法人等々を含む)である。法人はこうして、現代的歳入においては、国境における関税障壁に対する国家的等価物をなしている。あるいは、いってみなければ、法人は、歳入という金の卵を生産する情報伝達的なガチョウということになる。常に租税政策に付きまとうジレンマは、ガチョウの衰退やおそらく偶発的な死亡をもたらすようなことにはならないようにして、いかに多くの卵を搾り取ることができるか、ということである⁽³⁹⁾。

このような一般的な行政上の論拠は、法人を個人所得税(たとえば賃金、利子、配当に対する税)の源泉徴収代理人および販売税や物品税の集金代理人の両方として、または、潜在的に、オーストラリアや他の国のように、商品やサービスを法人に供給する非法人また

は法人の生産物の購入者に課される所得税、販売税、その他の税の「前納者」として、法人を利用することに関して、妥当する⁽⁴⁰⁾。法人は、従業員に対する支払い給与税(payroll)の源泉徴収代理人および他の税直接支払い者の両方として、行動する。雇用者が負担する給与税が結局は労働者によって支払われるとみなされるその程度によって、これらの税は、おそらく、単に源泉徴収の直接的手段とはみなされなくなるであろう。他方で、給与税が、形式的に、従業員または雇用者のどちらに課されるにせよ、事業を行うコストに対して与えるその影響の程度によって、このような税は、さらに下で論じられるように、法人資本に対する税と同様に⁽⁴¹⁾、非中立的なやり方で生産要素インプットの選択に対して、おそらく影響を及ぼすであろう。

税はお金で支払われる。そしてほとんどのお金はある段階で法人を通過する。税は、当局が課税可能な取引の存在と価値についての適切な情報を持つその程度によって、効率的に集金されるであろうし、ほとんどの本質的情報は、法人の手の中にあるのである。こうして、現代の租税制度は、真の意味において、法人の導管が、水路(それを通じて税のベースがフローし、そこにおいて税のベースがもっともよく把捉され引き出される)として、税関ハウス(建物)に取って代わるその程度に依存している。この観点から見て、法人の活動についてアウトソーシングの割合が増大する最近の傾向(従業員を持つ会社がない——そこでは、無限に続く下請けの連続のみ——世界を想像せよ)は、税行政官に重大な問題を提起する⁽⁴²⁾。もしこのような傾向が支配的になるとすると、より多く頼みの綱とされるものが、(上で述べたオーストラリアの「契約者のための前納制度」といったような)推定にもとづく課税として、作り出されなければならないかもしれない。このテーマ

については、ここではこれ以上追求できない。

4.2 税ベースとして

所得と支出のフローが法人に対してそして法人を通過して作用を及ぼすので、税金を課するという単純な便利さだけでは、法人といったものに税を課することを正当化しえない(おそらく最も未熟な委任状議論などは存外であるが)。政治経済学の意味においては、ほとんどの国において法人税が広くいきわたっていることの主たる理由は、単純に、次のようなものであろう。法人税は存在している、だから法人税は存在する——エベレスト山議論では⁽⁴³⁾、なぜ山に登るのか、答え、そこに山があるからだ——といった議論が、このような税の明らかな政治的実現可能性、おそらく政治的な緊急必要性⁽⁴⁴⁾と結び付けられる。このような税がすでに存在していることが、もし重要な事実としてないとすれば、法人自体に対する課税がなぜ望ましいか、あるいは必要かに関して集められる議論のほとんどは、ほとんどの国で今見られるタイプまたはレベルの税のためには、せいぜい弱い論拠しか提供しえないように思われる。かくして、それら(法人税)の存在のための政治的な議論は、しばしば経済学者によって無視されたり、過小評価されてきたけれども、すくなくとも簡単にでも発展させる価値があるわけである。

課税は、経済的現象であると同時により以上に政治的な現象である。政府は、誰がどれだけどんな方法で支払うべきかということについての一般的な見方に賭けをしてのみ、進むことができる。もし大衆の人気ある感情が、強く大法人は多額の税金を支払うべきだということであれば、反対の議論を数十年も経済学者がしたとしても、政権を握っていたと思ういかなる政府においても、これらの風潮に少なくとも若干なりとも服することが、通

常は、義務として課されることになる⁽⁴⁵⁾。最小限の法人税や法人資本税といったような方策は、何か他の理由で正当化することは困難に思える。しかしながら、このようなむしろ非難を招くような私の論評は、政治的議論だけでは、このような税を正当化するためには不十分であるということを、意味するものではない。政権を握り続けることをいかなる政府も願望するというのを全く別にしても、もし法人からの税を増大させる政治的コストが低いならば、たとえ経済的コストが高いとしてさえも、依然として、法人からの税を増大させることは、完璧に根拠のあることといえよう。つまり両方のコストが真に存在しているとすれば、最適な租税政策は、究極的に限界収益点において、総費用を総利益と等しくさせるであろう⁽⁴⁶⁾。

経済的に不合理に見えるような法人に対するなんらかの課税は、こうして、より大きな政治経済的状况をふまえて理解するならば、完璧に道理にかなうことになる。このような議論は、存在するすべてのものが、たんに存在する故に正当化されるというようにはならないように、注意して使われなければならない。このような税が、重大な経済的ゆがみを引き起こす場合には、通常は、公共や政治的視界からは隠されているこのようなコストは、このような方法で収入をひき上げることからくる「受け取り可能」利得に対して、明確に比較検討されなければならない。

4.3 政策の柔軟性

なぜ法人税は便利であるかという点における最後の理由は、それを通じて法人の経済的行動に影響を与えるところの租税手段を持つことは、多数のさまざまな政策上の展開から見て、有益であるということである⁽⁴⁷⁾。先に記したように、現代国家におけるほとんどの経済活動は、法人の形態において行われて

おり、そして、政府が、経済的活動を具体化する上で積極的な役割を演じることを望む限り（このことは、政府が存在する限り行われるであろう）、法人租税政策を通じてそうすることの機会をはねつけてしまうことはばかげているであろう。一般に、特定のタイプの資産において、または特定の場所において、投資を奨励したり、または抑制したりする政策、そして、輸出、外国への投資、外国からの投資、中小企業または新事業、技術集約的事業、を助長する政策、または月々の経済的政治的特色が何であれ、これらの政策については、政府に対する一般的な公衆の人氣が高かったし、また高くあり続けるであろう。税と減税が、政府がその種々なる分配的配分的目標を達成するために利用する政策手段のセットから排除されるべきなんらの理由もないのである⁽⁴⁸⁾。

政策といったものは、コストを伴うし、その目標の達成に失敗しもあるが、しかし、租税政策も、この点では他の政策となんら相違ない。だから政府に、非財政的理由で、租税政策への「非介入」の厳粛な誓いを期待することは、不合理であり、全く無意味であるように思われる。要するに、法人に税を課すことの潜在的に重要な理由は、単に、法人は現代社会において重要な行為者であり、そして政府は、この重要な行為者に影響を与えることのできるすべての手段を必要とするし、または少なくとも欲している、ということである。

5. 法人にいかに課税するか

5.1 はじめに

法人に課税をする願望についていくつかの可能な論拠が議論された。おそらくこれらの論拠について最も注目すべきことは、若干の「模倣」動機をのぞいて、それらのいずれも

が、世界中のほとんどの国で見出される法人税の現行の構成や構造に対して、多くの支持を与えるものではない、ということである。しかしながら、ほとんど同じことが、財産税や社会保障「保険料」といった他の税についても、いうことができる。

租税政策は、すべての公共政策と同様に、しばしば部分的に衝突し合う諸目標を、非常に制約されておりまた変化もする経済的、政治的、制度的文脈において、達成する企ての産物である。われわれが今行っているものについて明瞭な論拠が何ら存在しないという単純な事実、他の何かをすることがより良いことであるということの意味するものではない。一方で、特定の環境のもとで、法人に課税することについて、たとえば10個の立派にみえる理由が存在するということは、殆どの環境や国において、法人に対する何らかの課税が存在するはずであることを、示唆する。他方では、投資や成長に対する政策の不確実性増大がもたらす潜在的な高コストが存在する場合には、殆どの法人税の場合におけるように、たとえ、なぜ租税がそもそも存在するか、明瞭でないとしても、「古い税は立派な税である」という格言に同意して言われるべきことは多い。

以上の一般的な注意にもかかわらず、すくなくとも、先に議論された理由のいくつかは、説得力があるものと考えられよう。そうであるとすれば、法人税を設計する場合には、なぜその税がどの程度にそしていかに運用されるか、要するに租税設計は、いかに設計される租税の推定論拠によって影響を受けるか、という問題が存在する⁽⁴⁹⁾。この問題に対しては、ここで三つの方面から、簡潔に考察される。第1に、法人利潤に対する税は存在するべきか、そしてもしそうであるとしたら、それはどんな形態を取るべきか、である。第

2に、労働とか資本といった特定の法人投入インプットに対して特別の税は、存在すべきかどうか、である。第3に、法人税の妥当な「ミックス」とは何であるべきかを示す法人課税の論拠に関して、何か存在するかである。

5.2 利潤への課税

上述した理由、つまり特にアメリカなど他国がそのような税を有しているという事実だけが、現在存在するような法人利潤への相当な課税を恐らく支持するであろう。しかしこのことは、殆どの国にとって重要でないとか、あるいは瑣末な議論であるとかということを決して意味するものではない。ふたたび、カナダは、この点で明瞭な事例を提供する。

カナダは、合衆国に比較して小さいし、そして、カナダが合衆国の政策や合衆国の利害に対して働かせうる影響は、合衆国がカナダに対して及ぼす影響に比較して、僅少である。純粋貿易理論の世界でさえ、すべての国民経済が貿易と生産要素フローに対して完全に開放的であるとする場合には、それらの福祉を最大化することに利害を有する大開放国は、小開放国とは異なったルールでプレーするであろう。この観点から言えば、合衆国は、NAFTA といった国際的協定の文脈から見て明らかに大きいし、そして、その国民的な利益にかなうものが、他の協定参加国の利益に、つねにかなうものとは限らないであろう。もし、この事実を、(われわれが幼稚園でみんな学ぶと想定される) ひとつの重要な課題(つまり、もしあなたが、大きな少年とプレーするとすれば、あなたは一般的に大きな少年のルールによってプレーしなければならないということ)と結びつけ、また国際法は、たんに諸国がそうであることを望むというだけのものであるという事実と結びつけるとすれば、合衆国の立法府が、外国人に合衆国市民のための法を作らせようとするところについては、経済分野においては、ほとんどその兆

候がないということが、重要である。このように、もしある国の租税政策が、NAFTA (または他の国際的協定)の結果として変更されとしても、それは強国のものよりも、むしろ弱国のものであることがより多いであろう。NAFTAにおいては、直接的に租税政策を支持するものは何にもないであろうが、現実には、合衆国とのより密接な国際的統合は、カナダにとってなんらかの重要な税の変化がいかにその支配的な隣人に関係するかを非常に注意深く考えさせるということである⁽⁵⁰⁾。このことがより多く真実であるような分野は、法人課税に関する分野以外にないであろう。

この観点からは、二つの点がカナダにおける法人利潤への課税に関して、重要に思われる。第1に、いずれの税の法定税率も、合衆国におけるそれに接近するはずである。もしその法定税率がかなりより高いとすれば、それは、望ましいことではないが、外国からの控除(移転価格による租税回避の非常に過小評価される形態)を招くであろうし、それゆえ税収を減少させるであろう。それがかなりより低いとすれば、この場合においては問題会社に対してよりもアメリカ財務省に対してであるが、ふたたびある程度の税収が不必要に失われる⁽⁵¹⁾。第2に何らかの税ベースが、信用を保証するために、アメリカのそれと十分に接近しているはずである。このことは、とくに、一般に理解されているように、現行ルールのもとでは、そのベースは、利子について十分な税控除を許さなければならないことを意味する⁽⁵²⁾。

同様にこのことが意味するものは、カナダは、先駆的にキャッシュフロー利潤税を適用する方法をリードすることを望ましいとみなす(このような課税は、若干の分析家にとってそう見えるように)最後の国のひとつであるはずだということである。まさしく、もし

これらの制約が重大なものとみなされ、一方で現在のカナダの法人税において望ましい変更のための多くの可能な領域（たとえば、配当税軽減、資源控除、在庫に関する）が残っているとすれば、カナダの法人利潤税の二つの最も基本的な観点（広く定義してレートとベース）は、合衆国において同様な変更の明瞭な証拠が存在しない場合には、おそらくみだりに改ざんするべきではないであろう。

要するに、カナダは、ほとんどの国と同様に、大きくはその主たる投資パートナーがそのような税を持つゆえに持つ類の利潤税を有している。このことが真実である限りにおいて、おそらく、このような諸国は、税を法人利潤に課すことを続けるはずである。税というようなものが、個人所得税のもとでキャピタル・ゲインへの不適切な課税を手助けしたり、ある程度、法人形態において得られる企業家的レントや他のレントに課税するといったように、追加的論拠を持つという事実は、ある意味では、偶発的なことからである。ある程度、資本の正常なリターンに対して現行税が影響を与えるその程度から、ゆがみコストが生じる。このコストは、利潤税がほとんどいたるところに存在するような世界の開放経済においては、おそらく、「正常な」平均——世界的広がりにおける——税と異なる「物品税」に関してのみ生じる。驚くべきことであるが、おそらくこの観点から、資本市場のまさしくグローバル化（これは、しばしば、法人利潤税の将来をはっきりとは見えないものにするといわれてきたが⁽⁵³⁾）は、閉鎖経済に存在するであろうよりも、国民的観点から法人所得税に対してより健全な論拠を提供するようにみえる。

法人利潤への課税は、公的部門が、国境を超えて活動する企業の利潤を如何にシェアするかということである。それらは、また外国

投資によって生み出される経済的レントが利用されるその方法でもある。そして限られた程度であるが、諸国が若干の⁽⁵⁴⁾税を外国人に輸出できるその方法でもあろう。このような税は、逃げようとするものではない。またそうさせるはずもない。

5.3 コストへの課税

ある程度法人所得税を合理的に説明するものとして列挙されるちょとばかり外聞の悪い議論（少なくとも純粋な学術的な意味合いにおいては）と対比して、租税をビジネス活動一般に課すことのまともな議論を、先に言及した。特に、費用軽減の公共部門出費の限界コストを利用者負担を通じて埋め合わせすること、あるいは否定的な外部性を適切な使用料によって代償することが可能ではないその程度によって、何らかの形態でのビジネス活動への広いベースの一般的課税が、正当化されよう。法人は、ビジネスが組織される主たる形態であり、そして、ビジネス活動に課税する場合の最も容易な形態である故に、法人インプットまたはアウトプットに関連する課税の何らかの形態は、一定の環境のもとでは、正当化されよう。

この考え方は、しかしながら、労働（給与税）または資本（資本税）といったインプットに課税することについて何らかの支持を与えるものではない。代わりに、必要とされるように思われるものは、付加価値への税のように、生産技術の選択に中立的なより広いベースに対する課税である。特に、法人に対する「特典」税についての妥当な形態は、低率の所得型付加価値税または、最近「事業価値税」(BVT)と呼ばれるものであるように思われる。このような税は、消費ベースというよりも所得ベースであるということにおいて、標準的なVATとは異なる。つまり、その税は利潤ならびに賃金に課され、また生産

に対して課せられるのであり、消費に対して課されるのではない。このことは、それは輸出に対して結果において課せられるのであり、輸入に対して課せられるのではないことを意味する。このような税の事例は、最近は他のところで広範にわたって研究されてきたので、ここではこれ以上は議論しない⁽⁵⁵⁾。

5.4 法人税ミックスの変化

特に発展途上国では、適切な行政上の議論が、しばしば、総資産をベースとする「最低」法人税を課することについてなされる。その議論は、課税可能な所得の一定最低率は、法人によって利用されるすべての資産から得られると仮定されるべきである、ということである。もし報告された実際の率が推定率を超えるとすれば、正常な法人税が適用される。もし報告された率がわずかにそれに達しないとすれば、推定率が適用される。このような課税は、二つの仕方では正当化される。第一に、最低の代替税に従う会社は、うまくごまかすことができる。つまりそれらは、本当は、少なくとも推定リターンを得るが、そしてそれらの真の利潤を隠してしまうのである。第二に、もしそれらが本当に推定リターンを得ない場合には、次のようにすべきである。つまり、資産を非効率につかっているのであり、それをよりよく使用できる誰かに、望むべくは納税者に、まかせるべきである。このような議論は、いくつかの発展途上国では、人の心を引くが⁽⁵⁶⁾、しかし先進国にはほとんど適していない。

まさしく、先に述べた最も単純な「政策柔軟性」論拠（政策的な手段は多ければおおいほどがよいが）を別にすれば、殆どの国で最適法人税ミックスは、ビジネス付加価値（その源泉ベース）への一般的低率税の形態と結び合わされた主要な投資パートナーレベルに密接な法人利潤課税以上のものからは、殆ど

構成されてない、ということであるように思われる。

6. 結 論

この議論は、厳密に分析的タームでみるにせよ、またはより広い政治経済的枠組みでみるにせよ、最適法人税構造を導き出すことにおける開放経済仮定の重要性を強調した。すでに示唆したように、おそらくいくらか逆説的にはあるが、現行システムは国際的要因によって形成されてきたその程度のゆえに、最近年において大変大げさに吹聴されるグローバル化の増大は、このような改革の必要性を増大させるよりもむしろ低下させているようである。いいかえれば、法人課税において改革が必要とされる場合には、もっとも早く起こった変更がそうであるように、その変更は実際に行われるであろう。なぜなら、ある国の主たる貿易相手国が同様な変更をしようとする場合には、その国には選択の余地は殆どないであろうからである⁽⁵⁷⁾。

法人税を改革することに関してなされるもの、そしてなされるべきことを決定する他の重要な要因は、変更のコストである。この議論はすべての政策変更に当てはまる。もし（政治的ならびに経済的コストと利益を計算に入れて）期待される現在価値が、明らかに変更のコストに勝ることがないのならば、変更はなされるべきではない。先に述べたように、制度はそれらの存在に適応するという意味において、「古い税は良い税である」。もし政策が変更されるならば、新しいシステムを学習する必要性など、不確実性の増大の形態において課せられるコストは、複雑な現代経済においては、大きいであろう。このことがより多く真理である領域は、われわれの社会の主たる経済的行為者である法人に課税する領域以上のものはない⁽⁵⁸⁾。いずれかの重要

な変更から生じる純利益は、それを価値あるものにすべく、非常に明確なものでなければならない。

議論のこの方向が意味するものは、ほとんどの国にとって従うべきもっとも報われる政策は、現行の法人利潤税の限界で調整することであろう。このような調整は、特に特定の産業にとって非常に重要であろうが、しかし、それらは「主要な」法人税改革を構成しているようには思われない。先に述べたように、(ある種のキャッシュ・フロー税の導入といった) 真に重要な改革は、もし、いってみればリーダー国に従うつもりがないとすれば、殆どの国で、賢明であるとは思われない。多くの国で、現行の資本税(そして恐らく給与支払い税)を低率のBVTにより置き換えることは、上で示唆したように、同様に困難なことが証明されよう。イタリアは、最近この方向に向かったけれども⁽⁵⁹⁾。他の国が同じことをするか、またできるかは、まだ見えてこない。

注

- (1) Many of the arguments in this article apply equally well to taxes on capital income or business in general. Since corporations are the major form in which business activity is carried on in most countries as well as the major source of capital income, the categories of corporate income, capital income and business income clearly overlap, although they are equally clearly not identical. This article focusses on taxing corporations and does not develop these distinctions in detail.
- (2) Vickrey, William S., "The Corporation Income Tax and How to Get Rid of It," in Eden, Lorraine (ed.), *Retrospectives on Public Finance* (Durham: Duke University Press, 1991).
- (3) Gravelle, Jane G., *The Economic Effects of Taxing Capital Income* (Cambridge, Mass.:

MIT Press, 1994).

- (4) Minz, Jack M., "The Corporation Tax: A Survey," 16 *Fiscal Studies* 23 (1995).
- (5) Wilder, Haroldene, "Tanzi (1987): A Retrospective", 54 *National Tax Journal* 763 (December 2001).
- (6) Ishi, Hiromitsu, *The Japanese Tax System* (Oxford University Press, 2nd ed., 1995).
- (7) Canada, Royal Commission on Taxation, Report (Ottawa: Queen's Printer, 1967).
- (8) Tideman, Nicolaus (ed), *Land and Taxation* (London: Shephard-Walwyn, 1994).
- (9) Minz, Jack M. and Jesus Seade, "Cash Flow or Income?", 6 *World Bank Research Review* 177 (1991).
- (10) See, for example, Goulder, Lawrence H., "Energy Taxes: Traditional Efficiency Effects and Environmental Implications", in Poterba, James (ed), 8 *Tax Policy and the Economy* 105 (1994).
- (11) Bruce, Neil, "A Note on the Taxation of International Capital Income Flows", 68 *Economic Record* 217 (1992); Findlay, C. C., "Optimal Taxation of International Income Flows", 62 *Economic Record* 208 (1986).
- (12) Dewees, Donald N., "Taxation and the Environment", in Bird, R. M. and J. M. Mintz (eds.), *Taxation to 2000 and Beyond* (Toronto: Canadian Tax Foundation, 1991).
- (13) Bird, Richard M. and Thomas Tsiopoulos, "User Charges for Public Services: Potentials and Problems", 45 *Canadian Tax Journal* 25 (1997).
- (14) W. H. Oakland and W. A. Testa, for example, have estimated the "business share" of state and local expenditures in the United States to be 13%. Oakland, W. H. and W. A. Testa, "State and Local Government Taxation of Business", *NTA Forum*, No. 23, Fall 1995.
- (15) This argument is developed in Bird, R. M. and K. M. McKenzie, *Taxing Business: A Provincial Affair?*, C. D. Howe Institute Commentary 154 (Toronto, 2001).
- (16) For a relevant discussion, see Messere, Ken,

- Tax Policy in OECD Countries (Amsterdam: IBFD Publications, 1993), at 325 (where the weakness of these arguments is noted).
- (17) Groves, Harold, "Equity and Expediency in Business Taxation", in Tax Policy League, *How Should Business be Taxed?* (New York, 1937).
- (18) A particularly interesting case in which corporate taxes are in effect non-distorting "rent" taxes is when investment costs are "sunk" so that the investment is hard to reverse (as noted in Vigneault, Marianne and Robin Boadway, "The Interaction of Federal and Provincial Taxes on Business", Working Paper 96-11, Technical Committee on Business Taxation, Ottawa, 1996. This point is related to an argument mentioned later with respect to foreign direct investment.
- (19) See, for example, the discussion in Mintz, *supra* note 4.
- (20) See Bird, Richard M., "The Interjurisdictional Allocation of Income", 3 *Australian Tax Forum* 333 (1986); and Sorensen, Peter Birch, "Changing Views of the Corporate Income Tax", 48 *National Tax Journal* 279 (1995).
- (21) Musgrave, Peggy B., "Intejurisdictional Coordination of Taxes on Capital Income", in Cnossen, S. (ed.), *Tax Coordination in the European Community* (Amsterdam: Kluwer, 1987).
- (22) Boadway, Robin W. and Paul Hobson, *Intergovernmental Fiscal Relations in Canada* (Toronto: Canadian Tax Foundation, 1993).
- (23) Brean, D. J. S., R. M. Bird and M. Krauss, *Taxation of International Portfolio Investment* (Ottawa: Centre for Trade Policy and Law and Institute for Research in Public Policy, 1991).
- (24) Musgrave, R. A. and P. B. Musgrave, "International Equity", in Bird, R. M. and J. G. Head (eds.), *Modern Fiscal Issues* (Toronto: University of Toronto Press, 1972).
- (25) MacDougall, G. D. A., "The Benefits and Costs of Investment from Abroad: A Theoretical Approach", 36 *Economic Record* 13 (1960).
- (26) The main possible exception relates to large deposits of natural resources, and it is no coincidence that much of the "rent" tax literature has focused on this case. See, for example, Garnaut, Ross and A. Clunies-Ross, *Taxation of Mineral Rents* (Oxford: Clarendon Press, 1983).
- (27) It should perhaps be mentioned, as Vigneault and Boadway (*supra* note 18) emphasize, that similar pressures to tax the "outside?" exist within a country, with the result that sub-national corporate taxes are likely to reduce the national well-being. As is noted in Dahiby, Bev, "Fiscal Externalities and the Design of Intergovernmental Grants", 3 *International Tax and Public Finance* 397 (1996), such "fiscal externalities" are especially likely to be important when they are, as in Canada, reinforced by a system of equalization transfers.
- (28) While the division between the arguments in this part and those in the next part on the "convenience" of taxing corporations is rather arbitrary, the basic idea is that this part discusses the reasons why corporate taxes are needed to achieve policy objectives that could not otherwise be achieved, while the next part concentrates on reasons why it may be administratively more convenient to tax corporations than to achieve the same goal in other conceivable, but more costly, ways.
- (29) Brean, D. J. S., *International Issues in Taxation: The Canadian Perspective* (Toronto: Canadian Tax Foundation, 1984).
- (30) See, for example, the comparative discussion in Ault, Hugh J. (Principal Author), *Comparative Income Taxation* (The Hague, London, Boston: Kluwer Law International, 1997).
- (31) McLure, Jr., Charles E. and George Zodrow, "A Hybrid Consumption- Based Direct Tax Proposed for Bolivia", 3 *International Tax and Public Finance* 97 (1996).
- (32) Sadka, Efraim and Vito Tanzi, "A Tax on Gross Assets of Enterprises as a Form of Pre-

- sumptive Taxation”, IMF Working Paper WP/92/16, International Monetary Fund, Washington, D. C., 1992.
- (33) Hartman, David G., “On the Optimal Taxation of Income in the Open Economy,” Working Paper No. 1550, National Bureau of Economic Research, Cambridge, Mass., 1986. As Findlay (*supra* note 11) notes, the non-optimality of taxes on non-capital income in most countries provides one reason why taxes on foreign income may be required.
- (34) Bond, Eric and Larry Samuelson, “Strategic Behavior and the Rules for International Taxation of Capital”. 99 *Economic Journal* 1099 (1989).
- (35) This argument may be even more important in developing countries in which the administrative constraints on direct personal taxes are especially important.
- (36) This article does not discuss the questions of whether, how, and to what extent the corporate and personal income taxes should be integrated. For a recent review of this question, see Sorensen, *supra* note 20.
- (37) For example, most proposals for expenditure rather than income taxation, especially if they retain any degree of graduation in the rate structure, substantially increase the evasion pressure on the always difficult “business-personal” expense frontier and would probably require the widespread institution of corporate-level taxes on fringe benefits and similar items to protect the revenue.
- (38) See note 7, *supra*.
- (39) It is not a coincidence that the part of economic activity that does not appear on the books of organized business entities — the “hidden economy” — is the subject of much concern in fiscal circles. An important factor related to the growth of unrecorded transactions has almost certainly been the growth of taxation on recorded transactions.
- (40) Soos, Pirooska, “Self-Employed Evasion and Tax Withholding: A Comparative Study and Analysis of the Issues”, 24 *U. C. Davis Law Review* 107 (1990).
- (41) The view that corporate capital taxes might in some way be viewed as a “prepayment” or “in lieu” levy substituting for a personal wealth tax seems too far-fetched to deserve much attention. For further discussion, see Bird, Richard M., “The Taxation of Personal Wealth in International Perspective”, 17 *Canadian Public Policy* 322 (1991).
- (42) For a preliminary discussion of the possible future of taxation in the face of such trends as globalization and computerization, see Bird, R. M. and J. M. Mintz, “Future Developments in Tax Policy”, 22 *Federal Law Review* 402 (1994).
- (43) When Sir Edmund Hillary was asked why he wanted to climb Mt Everest, he is reported to have replied: “Because it is there.”
- (44) See Sorensen, *supra* note 20.
- (45) As was reported in the Ontario Fair Tax Commission, *Fair Taxation in a Changing World* (Toronto: University of Toronto Press, 1993), at 399: “For many of those who appeared at our hearings, declining revenue shares from corporate income and capital taxation stood as a symbol of increasing unfairness in our overall system of taxation.” This symbolic aspect of taxation is developed further in Bird, Richard M., “Tax Structure and the Growth of Government”, in Eden (ed.), *supra* note 2.
- (46) For an argument along these lines, see Hettich, Walter and Stanley Winer, *Democratic Choice and Taxation* (Cambridge: Cambridge University Press, 1998).
- (47) For examples of this “flexibility” argument, see Ontario Fair Tax Commission, *supra* note 45, at 417, and Messere, *supra* note 16, at 327.
- (48) See Bird and Mintz, *supra* note 42.
- (49) With respect to corporate taxes, as with respect to all taxes, the traditional litany of tax designers — equity, efficiency and simplicity — should be kept constantly in mind, but this is not the focus of this discussion.

- (50) Bird, Richard M., "Commentary: A View from the North", 49 *Tax Law Review* 745 (Summer 1994).
- (51) It should be remembered that these comments, like all brief remarks on the complex world of international taxation, are necessarily oversimplified — though probably not seriously misleading. Note also that, if the effective rate mirrors the statutory rate, the effects may be quite different. A higher marginal effective tax rate — net of any offsetting firm-specific benefits — may again reduce revenues by discouraging investment, but a lower rate may increase the tax base and revenues. The optimal position for Canada in relation to the United States would thus seem to be to have a slightly higher statutory rate but a lower effective rate, although this case is certainly not proved here.
- (52) McLure and Zodrow, *supra* note 31.
- (53) Gordon, Roger, "Taxation of Investment and Saving in a World Economy", 76 *American Economic Review* 105 (1986).
- (54) Tax-exporting works both ways, and a country may well import more than it exports in this respect (Note that exchange rate adjustments cannot adjust very accurately for such industry-based shifting: changes in relative prices are what matters, not changes in relative price levels).
- (55) For further discussion, see Bird and McKenzie, *supra* note 15.
- (56) Rajaraman, Indira, "Presumptive Direct Taxation: Lessons from Experience in Developing Countries", 30 *Economic and Political Weekly* 1103 (May 1995); and Rajaraman, Indira and T. Koshy, "A Minimum Alternative Asset-Based Corporate Tax for India", National Institute for Public Finance and Policy, New Delhi, 1996.
- (57) Those involved in the arduous work of developing and carrying through corporate tax changes in any country no doubt think, and rightly, that their efforts had much to do with what happened. But the point is simply that, when one observes a widespread phenomenon like the corporate tax changes of the 1980s, there is clearly much more at work than the exercise of purely domestic-driven policy concerns and choices.
- (58) In the words of Vickrey (*supra* note 2, at 132), who is a strong advocate of abolishing the corporate tax, "It is an additional item on the bill of indictment against the tax that getting rid of it is so difficult".
- (59) Bordignon, M., S. Gianni and P. Panteghini, "Reforming Business Taxation: Lessons from Italy?", 8 *International Tax and Public Finance* 191 (2001).